

第2回有識者会議におけるご意見と 対応

令和6年10月1日
国土交通省 都市局

第2回有識者会議におけるご意見と対応

「一 緑地の保全及び緑化の推進の意義及び目標」について

項目	有識者会議での主なご意見	対応(案)
1 緑地の保全及び緑化の推進の意義		
-	今回基本方針で示す3つの個別目標の観点から戦略性をもって緑を確保するという内容が、自治体に伝わるようにしていくべきものと理解した。 また、この個別目標については、時代に合わせて見直ししながら緑を確保し、進めていくものが良いと考える。	基本方針(概要版)において、基本方針で示す3つの個別目標の観点から戦略性をもって緑を確保するという内容を自治体が理解しやすいよう示し、周知等を図っていく。

「二 緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な事項」について

2 緑地の更なる充実に向けた多様な資金、体制等の確保の必要性		
-	巨樹・巨木は生物多様性や文化的な観点から重要なところもあり、そのことを踏まえあり方を検討する視点も必要なのではないか。	樹木の更新について考慮事項として、「生物多様性の確保や景観形成等」を記載した。
	樹木については、戦後植栽されたものの多くが更新の時期を迎えており、更新のあり方をどう考えるか、もう少しクローズアップすべき。	「二 2 緑地の更なる充実に向けた多様な資金、体制等の確保の必要性」において、樹木の維持管理における「更新」の必要性について記載するなど、基本方針(案)全体に記載した。
	緑地管理の予算が厳しい中で、多様な財源をどのように確保していくかという視点も必要ではないか。	基本方針(案)全体において、「多様な主体による役割分担・連携」、「多様な資金の確保」に関する内容を記載した。また、基本方針(概要版)において、多様な主体による役割分担や連携の関連性がわかるよう全体構成を整理した資料を作成した。
	人も財源も限りがある中で、多様な主体と多様な財源をどう有効活用するかということが全体を通底する議論としてあり、有効活用するためには、役割分担や連携をどう考えるかといった議論が生じる。その中で人材育成や中間支援をどう考えるかという話もあると思う。この役割分担や連携については全体に関連する議論であり非常に大事なところであるため、今までの議論も含め整理される必要があるのではないか。	
	これからの公園緑地の運営管理には、維持管理だけではなく、生物多様性の保全、環境教育を含めた社会教育、地域の文化芸術・産業振興、地域防災力の向上など、緑地の利活用に関する事業や施設整備についての予算体制等の充実が図られると良い。	「二 2 緑地の更なる充実に向けた多様な資金、体制等の確保の必要性」において、「より質を重視した保全・活用を行うための資金」の充実の必要性を記載するなど、基本方針(案)全体における「管理」に関する記述において、「利活用」に係る内容を記載した。
	従来、管理と言えば、保全、維持管理というニュアンスが強かったが、これからは利活用や更新といった観点も必要である。	

第2回有識者会議におけるご意見と対応

「三 緑地の保全及び緑化の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針」について

項目	有識者会議での主なご意見	対応(案)
2 具体的な施策		
(1)行政による持続性の担保された公的な緑地の確保	広域計画・基本計画では3つの個別目標を踏まえて目標を設定するよう求めているが、自治体が目標を設定する上で参考となるような、汎用性があり有効性の高いエビデンスを準備する必要があるのではないか。	「④地方公共団体に対する技術的支援」において、地方公共団体に対して緑被率の算定方法等の「情報提供・助言を行う」旨を記載した。
	行政職員の職能を磨く機会が失われてるという話はよく聞くところであり、人材育成についても記載するべきではないか。	
	SDGsやゼロカーボン等も含め、時代が緑を求めているにも関わらず、自治体では緑にお金をかけられないことや、緑行政に携わる人材が不足している実情がある。	「④地方公共団体に対する技術的支援」の項目名に修正し、地方公共団体に対して専門的な技術力、知識の向上を図られるよう、「情報提供・助言を行う」ことを記載した。
	自治体職員やコンサルタントの技術力低下を懸念している。自治体の自主性はもちろん大事だが、実効性のある広域計画・基本計画となるよう、国には研修会や良い事例などの情報提供をお願いしたい。	
(3)多様な主体の参画・協働の促進に向けた普及啓発、環境教育の推進	環境教育には、持続可能な社会づくりを進める人材を育てるという目的がある。基本的に「気付く」「学ぶ」「行動する」の3段階での教育プログラムの実施が効果的である。「行動する」人々を増やしていくためには、これら3段階の活動を、多様な主体との連携・協働で推進する中間支援の仕組みが必要である。そのことがわかるよう記載をお願いしたい。	「普及啓発や環境教育が行動につながる」ものであることがわかるよう、「(3)多様な主体の参画・協働の促進に向けた普及啓発、環境教育の推進」と項目名に修正するとともに、ご示唆を踏まえ、普及啓発等の取組が参加や協働(行動)を推進する旨を記載した。

第2回有識者会議におけるご意見と対応

「四 都道府県における広域計画の策定に関する基本的な事項」について 「五 市町村における基本計画の策定に関する基本的な事項」について

項目	有識者会議での主なご意見	対応(案)
全般		
-	広域計画・基本計画で定めることが望ましいとされている施策に対して支援策の記載を充実させ、実効性を伴うようにしてほしい。	計画の実行に係る支援策については、都市緑地法運用指針等の内容の充実を図るなど、必要な情報提供を図っていく。
前文		
-	緑地の管理にあたり、各省庁の法律等の取組についてどのような連携ができるのか国の基本方針レベルで示せると良いのではないかと。 都市計画区域内を主に対象とすることを打ち出しているが、都市計画区域外との連続性も考慮することが重要である。	広域計画・基本計画の対象について、都市の範囲にとどまらず、他省庁の所管も含む都市周辺の関係する緑地も勘案し連携した計画づくりを促進するため、また、都市計画区域外との連続性も考慮するため、「都市計画区域外の緑地の状況も勘案」する旨を記載した。
1 緑地の保全及び緑化の目標		
-	調整区域に農地や里山などの大半の緑があるような自治体において、事実上、市街化区域内の緑を対象とする基本計画をあえて策定する必要があるのかということが問われてしまうのではないかと。ネイチャーポジティブやカーボンニュートラルへの貢献度で考えると、市街化区域内の緑地だけではなく、調整区域内の緑も位置付ける必要があるのではないかと。	広域計画の目標に関して「郊外部も含め」対象とすること、基本計画の目標に関して「中心市街地のみならず郊外部も含めた都市全体」を対象とすることを記載した。
	地域の特性等に合わせて、緑地の評価を行う必要がある。	基本方針に「都道府県(市町村)の実情に応じた適切な目標と関連する指標を設定することが望ましい」旨を記載した。

第2回有識者会議におけるご意見と対応

項目	有識者会議での主なご意見	対応(案)
2 緑地の保全及び緑化の推進の方針に関する事項		
-	既に連続性を有している緑地だけではなく、新たに連続性を確保していくといった視点も必要ではないか。積極的に緑地の連続性を確保していくような施策の流れができていくと良い。	広域計画・基本計画における「2緑地の保全及び緑化の推進の方針」の緑地の配置の方針として、「ネットワーク形成の観点」を踏まえる旨を記載した。
	緑地の健全性の確保のためには、地表だけではなく、土壌や地下構造なども含めて大きな視点で捉えることが必要ではないか。	都市の緑地をグリーンインフラとして効果的に活用する方針の検討に必要となるデータとして生物情報、水関連情報の他に、「地形・地質・土壌情報」を記載した。
	緑地の管理・運営について、様々な主体との連携に関する記載があるが、連携した体制をつくるには、各主体をつなぐ中間支援の役割が重要である。	広域計画・基本計画における「2緑地の保全及び緑化の推進の方針」の緑地の管理・運営の方針において「中間支援組織の活用」を記載した。
(広域計画)4 都道府県の設置に係る都市公園の整備及び管理に関する事項 (基本計画)4 市町村の設置に係る都市公園の整備及び管理に関する事項		
-	広域計画・基本計画で公園について記載する事項については、公園の特性に応じて魅力を高めていくような将来像を掲げ、物理的な緑の量だけではなく、Well-beingに資するような質の向上につながる計画になるとよい。	広域計画及び基本計画に、「都市公園は、気候変動対策、生物多様性の確保、Well-beingの向上等に向け、地域の課題や公園の特性に応じ、その多機能性のポテンシャルを更に発揮することが求められている。」旨を記載した。 また、「公園の利活用を進める」観点についても記載した。
	利活用の観点は重要であり、例えば都市公園であれば、利活用についても力を入れて進めているところなので言及してほしい。	
(広域計画) 7 その他の広域計画の策定に関する基本的な事項 (基本計画)11 その他の基本計画の策定に関する基本的な事項		
-	住民の意見聴取や連携とあるが、地域の多様な主体(ステークホルダー)と記載を見直すべき。住民と国だけではなく、例えば、NPO/NGOなどの各種団体、企業、事業者、教育機関など、地域にはさまざまな主体がある。	意見聴取等を行う対象が住民だけにとどまらないよう、その対象に「多様なステークホルダー」が含まれるよう記載した。
	住民参加は広く行われているところなので、多様な主体の連携など、より大きな観点で記載した方が良い。	

第2回有識者会議におけるご意見と対応

「五 市町村における基本計画の策定に関する基本的な事項」について

項目	有識者会議での主なご意見	対応(案)
5 緑地保全地域内の緑地の保全に関する事項 6 特別緑地保全地区内の緑地の保全に関する事項		
-	緑地保全地域や特別緑地保全地区などについても、緑地の保全はもちろんだが、 今後は保全と活用をセットで考えていくべきではないか。	広域計画及び基本計画における緑地保全地域及び特別緑地保全地区に係る記載について、緑地の活用も考えられる箇所については、「活用」を記載した。
10 緑化重点地区及び当該地区における緑化の推進に関する事項		
-	緑化重点地区において官民連携の方針に関する記載があるが、多様な主体が連携することは緑化重点地区に限らず重要であり、記載する場所を見直すべきではないか。	基本計画に定める、緑地の保全及び緑化の推進の方針の一つとして、「官民連携の方針」を記載した。また、緑化重点地区における記載についても、個別の緑化重点地区に関する「官民連携の方針」であることがわかるように記載を行った。